

# 南相馬市原町区集団申立事案における東京電力による 内払い遅延に対する抗議書

平成25年7月12日

東京電力株式会社 代表執行役 廣瀬直己 殿

東日本大震災による原発事故被災者支援弁護団

弁護士 丸 山 輝 久

弁護士 前 川 渡

弁護士 大 森 秀 昭

弁護士 吉 野 高



当弁護団は、現在、原子力損害賠償紛争解決センターに係属している平成24年（東）3349号、3613号の南相馬原町区集団申立事案において、被申立人である貴社との間で、平成25年5月17日、内払契約を締結しました。

同日付内払和解契約書では、支払期限が内払和解契約書原本を貴社が受領した日の翌日から14日以内とされています。しかし、貴社は何ら正当な理由がないにもかかわらず、当該支払期限徒過しても支払いをしませんでした。

貴社による上記契約書原本受領日は平成25年5月22日でした。したがって、貴社は同年6月5日までに内払いを完了させなければなりません。しかし、同5日になっても貴社からの支払いはありませんでした。そこで、

同日当弁護団から貴社に対し、和解契約書に基づく支払いを請求したところ、貴社は上記支払期限の徒過に初めて気付きました。なお、貴社から当弁護団に対し本件内払いがなされたのは、この5日後の平成25年6月10日でした。

申立人は、必ずしも和解契約に満足しているものではありません。しかし、和解契約を結んだ以上、貴社も和解契約は守るものと思ひ、支払いを待っています。被害者である申立人に対し、一日も早い支払いをするのが、加害者である貴社の責務であることを考えると、支払遅延は論外です。遅延の日数は関係ありません。

当弁護団としては、貴社による今回の支払遅延に強く抗議します。貴社は、平成25年7月25日までに、申立人に対し、謝罪し、支払遅延の理由を説明すべきです。原発被害からの福島の復興が貴社の再生にとり必要であると真剣に考えているのであれば、貴社代表執行役廣瀬直己氏本人による謝罪及び説明を求めます。

なお、本書は当弁護団ホームページに掲載致します。また、仮に、上記期限内に貴社代表執行役廣瀬直己氏本人による回答がない場合には、その旨も当弁護団ホームページに掲載致しますことを念のため申し添えます。

以上